　　年　　月　　日

田村市教育委員会教育長　様

住　　所

申請者　氏　　名

電話番号

埋蔵文化財包蔵地の有無について（照会）

下記により、開発行為等を予定しているため、該当地区における埋蔵文化財包蔵地の有無について、照会します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 該当地番 |  |
| 工事の目的  （○で囲む） | 道　路　　鉄　道　　空　港　　河　川　　港　湾　　ダ　ム　　学　校  宅地造成　　個人住宅　　分譲住宅　　共同住宅　　兼用住宅  その他住宅　　工　場　　店　舗　　その他建物（　　　　　　　　　　）  土地区画整理　公園造成　ゴルフ場　　観光開発　　ガ　ス　　電　気  水　道　　下水道　　電話電信　　農業基盤　　農業関係　　土砂採取  その他開発（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 工事の概要  （工事面積・幅員・延長等） |  |
| 工事主体者 |  |
| 着手予定時期 | 年　　　月　　　日 |
| 完了予定時期 | 年　　　月　　　日 |
| 備考 |  |

（裏）

注　意　事　項

１　田村市遺跡地図に照会地番の該当がない場合でも、遺跡地図は、周知の遺跡を掲載したものであるため、原則として表面調査を行わなければなりません。

２　１により表面調査を行わなければならない場合は、回答までに早くとも１週間はかかります。

３　照会地番が周知の遺跡に接している場合は、試掘調査が必要になる場合があります。その際は、下記４、５の手順にしたがってください。

４　照会地番が周知の遺跡内にあり、それでも開発を行いたい旨ある時は、開発予定エリア及びその隣接範囲について試掘調査が必要となります。その際は文化財保護法第94条の規定に基づき、埋蔵文化財包蔵地発掘の届出が必要になります。この届出は、工事着手予定日の60日前までに、当該地区の位置図（1/25000または1/50000）、配置図（1/5000またはそれより大きいもの）、当該地番工事断面図（1/1000またはそれより大きいもの）、公図（1/1000、1/500のどちらか）をA4サイズで添付するよう伝達ください。なお、いずれの図面にも開発の範囲と遺跡推定範囲を書き込まなければなりませんので、遺跡推定範囲の詳細が不明の場合は、遺跡台帳の各遺跡カード裏面を参考にしてください。

　　試掘調査の要する経費は、教育委員会が負担しますが、年度途中の場合、補正予算などの措置が必要となるため、結果が判明するまでには最短でも３か月を要します。

５　４により試掘調査を行い、その結果、本発掘調査が必要と判断された場合は、通常は次年度に発掘調査が行われます。また経費は開発側の全額負担となります。そのため、あらためて、教育委員会との協議が必要になります。

６　その他、ご不明の点は、教育委員会生涯学習課にお問い合わせください。